

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 11 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600800号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700005号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成3年2月まで

私が20歳になった昭和62年*月頃に、私の父が当時大学生であった私のために国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと母から聞いている。

保険料納付が確認できる領収書等は残っていないが、当時母から学生の分まで支払うのは大変だと聞かされており、請求期間の納付記録がないのは納得できないので、調査の上、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私が20歳になった昭和62年*月頃に、私の父が当時大学生であった私ために国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、請求期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をしたとする請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取できず、請求者自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、請求期間当時は学生であり国民年金には任意加入することとなるが、国民年金加入時の年金手帳は見たこともないとしているほか、請求者が現在所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び請求者が国民年金に加入した旨の記載がない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求期間の保険料納付を証言してくれる者として名前を挙げている請求者の母は、「息子が学生の時に国民年金に加入したものと思っていたが、すべて主人に任せていたので、加入手続や保険料納付について具体的なことはわからない。年金手帳についても私の手元にはないし、保険料納付がわかる資料は何もない。」と陳述している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。